

## 下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領

(平成22年4月1日制定)

### (趣旨)

第1条 この要領は、下水道局が発注する契約の適正な履行を確保するため、競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）、その使用人又は下請負人が虚偽記載、事故、粗雑工事、贈賄（法人を処罰する旨の法律の規定がない場合にあつては、法人の役員等がした贈賄をいう。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反行為、談合等を起こした場合の一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

### (入札参加停止)

第2条 下水道局が発注する契約において、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）」に基づき知事が入札参加停止の措置を行った有資格業者については、その措置をもって下水道事業管理者が措置したものとする。

2 下水道局長は、知事が行った前項の入札参加停止の措置について、別紙の様式により速やかに関係各課所長等に通知するものとする。ただし、既に知事等が通知又は公表し、関係各課所長等が措置を把握していると認められるときは、省略することができる。

### (指名競争入札における措置)

第3条 指名競争入札において指名業者の決定若しくは契約締結権を有する者（以下「契約執行権者」という。）は、前条第1項に該当する入札参加停止の措置がなされた有資格業者を指名してはならない。

2 入札参加停止の措置がなされた有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 前2項の規定は、入札参加停止の措置がなされた有資格業者を構成員に含む共同企業体について準用するものとする。

### (随意契約の相手方の制限)

第4条 契約執行権者は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

### (下請負等の禁止)

第5条 発注機関の長は、契約について、入札参加停止の期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月13日から施行する。

別紙

下管 第 号  
平成 年 月 日

関係各課所長 様

下 水 道 局 長

入札参加停止について（通知）

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、「下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領」第2条第2項の規定に基づき通知します。